

学校いじめ防止基本方針

(令和 8 年 9 月改定)

静岡県立藤枝特別支援学校

<もくじ>

- | | |
|------|---------------------|
| 1 | いじめの定義 |
| 2 | いじめ防止等に対する基本的な考え方 |
| 3 | いじめ未然防止のための取組 |
| 4 | いじめの早期発見に向けての取組 |
| 5 | いじめの早期解決に向けての取組 |
| 6 | 重大事態への対処 |
| 7 | 学校いじめ対策組織 |
| 8 | いじめ防止等のための年間計画 |
| 9 | 教職員への理解推進の場や研修の位置付け |
| 10 | 相談窓口 |
| 別紙 1 | いじめ発生時の対応フローチャート |
| 別紙 2 | 重大事態への対応フローチャート |
| 別紙 3 | いじめ事案聞き取りシート |

藤枝特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「学校」とは、学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
（「いじめ防止対策推進法 第2 条」より）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、対象児童生徒や周りの状況等をしっかりと確認することも大切である。

※「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

（静岡県いじめの防止等のための基本的な方針より）

2 いじめ防止等に対する基本的な考え方

- ・全職員が「いじめは絶対に許されない行為である」との認識を持って児童等やいじめと向き合い、いじめのない安全で安心な学校づくり、学級づくりを目指す。
- ・いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こるものであるという基本認識に立ち、本校においても障害の程度に関係なく全ての児童生徒に対して、発達段階や障害の特性に応じたいじめ防止教育に取り組んでいく。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応が重要であるとの認識の基、「いじめが起こりにくい環境づくり、人間関係づくり」「いじめをしない態度・能力の育成」「いじめを見逃さない体制づくり」に取り組んでいく。また、積極的にいじめを認知し、特定の教員が抱えもまないよう学校全体で組織として対応し、いじめの解消と再発防止に努める。
- ・保護者や地域の方、関係機関と連携しながらいじめの未然防止及び対応に務める。

【いじめを防止するためのそれぞれの役割】

	いじめの未然防止に向けた役割	いじめの早期発見に向け役割
家庭	児童生徒との関わりや対話を大切に する。児童生徒をありのままに受け 止め、安心感や信頼感で満たされる よう努めていく。	日頃の対話や態度などから、いじめ が疑われる児童生徒の変化が見られ たときには、担任又は学年主任、部 主事に相談する。
地域	きまりを守ろうとする意識や互いを 尊重する感覚を育てる場として、地 域住民が連携して、児童生徒を温か く、時に厳しく見守っていく。	いじめの事実を知ったり、いじめの 現場を目撃したりした場合は、すぐ に家庭や学校へ連絡する。
学校	※「2 いじめ防止のための本校の対策」に示す。	

3 いじめの未然防止のための取組

(ア) 安心できる学校生活づくり

・対応の共有

いじめ防止基本方針について、保護者へは全体懇談会でいじめ防止基本方針のポイント説明を行うとともに、ホームページに掲載する。保護者に周知する際には、いじめの状況によって警察等関係機関へ相談・通報する旨も伝えておく。児童生徒には、実態に応じた周知を行う。年度初めに周知を完了する。

・児童生徒との信頼づくり

教師が、生徒理解を基盤に一人一人の思いや表現を受け止め、良さや可能性を最大限引き出すとともに、どの児童生徒にも公平に接することで、いじめの起こりにくい（多様性を認め合い、他者を思いやり、安心して自己表現ができる）雰囲気を作っていく。また、日常における活動の見届けや評価、声掛けを大切にし、児童生徒が孤立感を感じないようにする。

・児童生徒の主体的活動の場の設定

授業での達成感が、さらに次の学習への意欲を向上させ、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。そのため、日々の学校生活において、わかる授業づくり・授業改善を進め、児童生徒が主体的に取り組み「できた」という達成感や成就感が味わえるようにする。

(イ) 発達段階に応じた人権教育の充実

・道徳教育の推進

教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基盤や人権感覚を養う。また、道徳やホームルーム等でいじめについて考える機会を設ける。

・挨拶運動の推進

児童生徒主体の挨拶運動を実施する。挨拶は自他を尊重する気持ちの表れであり、活発に行うことで、他者を思いやる気持ちや自己肯定感の育成、安心して自己表現できる雰囲気作りにつながると考える。

・携帯マナー講座

SNSを通して行われるいじめについての防止・理解啓発のため、高等部生徒を対象に携帯マナー講座を実施し、スマートフォンを使用する上でのマナーを学んだり、トラブルを回避するためのポイントやトラブルに巻き込まれてしまった場合の対処法を学んだりする機会とする。

(ウ) 保護者への啓発

保護者や地域に対して、児童生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。

4 いじめの早期発見に向けての取組

(ア) 児童生徒理解に関する情報交換

- ・児童生徒の様子をよく観察したり、保護者や放課後等デイサービス等福祉機関と情報交換したりしながら、児童生徒の些細な変化を発見する。
- ・日常的に児童生徒の欠席理由を把握しておくようにする。
- ・必要なときに説明できるよう、日頃からクラスの児童生徒の特性理解や変化が見られたときの記録に努める。
- ・相談や面談、指導の記録を赤ファイルに保管しておく

(イ) 欠席の対応

①理由の分からない欠席があった場合

- ・日常的に登校している児童生徒が欠席した場合（病気、通院、家庭の都合など、明確な場合は除く）、欠席理由や家庭での様子を本人や保護者から電話連絡等で聞き取る。
- ・いじめが疑われる事案の場合は、いじめのフローチャートに基づいて対応する。
- ・いじめの疑いがない場合は、欠席の理由や家庭での様子を、学年主任や学部主事、必要に応じて管理職と情報共有する。

②欠席が3日続いた場合

- ・欠席が3日間続いた場合は、管理職と情報共有し、家庭訪問や校内面談の実施を検討する。
- ・家庭訪問や校内面談を行い、当該児童生徒の状況確認や保護者からの情報収集を行う。
- ・いじめが疑われる事案の場合は、いじめのフローチャートに基づいて対応する。
- ・いじめの疑いがない場合、その後も欠席が続いたときは、随時状況確認や情報収集を行い、いじめの疑いの余地がないかを確認する。

(ウ) 学校生活アンケートの実施

- ・年に2回（7月、1月）にアンケート調査を実施し、いじめの予兆を発見する。

5 いじめの早期解決に向けての取組

(ア) いじめ発生時の対応（別紙1「いじめ発生時の対応フローチャート」参照）

①発見・事実確認

- ・いじめの疑いが認知されたり、いじめの行為の発見があったりした場合、担任、主任は直ちに情報の収集に着手すると共に、部主事に報告する。
（報告：学年→部主事→副校長、教頭、生徒指導課長→校長）

＜児童生徒・保護者から申し立てがあった場合＞

- ・重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。
- ・申し立てに係るいじめが起こりえない状況であることが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

②情報の収集

- ・担任・主任は起きた出来事や関わった人物を整理し正確に事実を確認する。

※別紙3「いじめ事案聞き取りシート」に記録する。

③報告・判断

- ・校長は、『いじめ防止対策小委員会』を招集する。
- ・『いじめ防止対策小委員会』は、聞き取った情報を基にいじめかどうかの判断をする。

④いじめと判断された場合

- ・校長は、「いじめ防止対策委員会」を設置し、より詳細な情報収集、いじめを受けた児童生徒への支援及びいじめを行った児童生徒への指導について検討する。また、事案が「重大事態（※6（1）参照）」にあたる場合は「6 重大事態への対処」に沿って対応する。
- ※必要に応じスクールカウンセラー等専門家の協力を得る。

⑤いじめではないと判断された場合

- ・継続した見守り、対応を実施していく。

(イ) 関係者への指導・支援

＜いじめを受けた児童生徒に対して＞

- ・「必ず守る」という学校の意味を伝え、信頼できる人(親しい友人や教員、保護者等)と連携し心のケアを行う。
 - ※その際は、大人の思い込みで児童生徒の心情を勝手に受け止めないようにする。また、つらさや願いを語ることができる安心感のある関係をつくるようにする。
 - ※必要に応じて、登下校の見守りも行う。
- ・ニーズを確認し、安全な居場所の確保、いじめを行った児童生徒や学級への指導に関する具体的な支援案を提示する。
 - ※いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。

＜いじめを行った児童生徒に対して＞

- ・直ちにいじめをやめさせる。
- ・いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度を取りながらも、いじめた児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるなどし、いじめを受けた児童生徒との関係修復に向けて自分ができることを考えることができるようになるよう働きかける。

＜周囲の児童生徒に対して＞

- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることはせず、誰かに知らせるという勇気をもつように指導する。

＜保護者に対して＞

- ・いじめを受けた児童生徒、行った児童生徒の保護者双方に、直ちに事実を伝え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止への協力を依頼する。
- ・問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を継続し、委員会を開催して問題の再確認と事後指導の評価を行う。

(ウ) 校長及び教員による懲戒

- ・校長及び教員は、いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えることができる。

エ 関係機関との連携

- ・日ごろから地域警察や相談機関、医療機関等との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応できるようにする。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められた場合には、教育委員会の指導のもと、警察に相談し、連携して対応する。また、児童生徒

の生命や身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求める。

オ いじめの「解消」について

・いじめが解消している状態とは、以下2点が満たされている状態を言う。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察するようにする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

＜例＞・子どもが自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間（1週間を目安とする）、連続して欠席しているとき。

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

（静岡県いじめの防止等のための基本的な方針より）

(2) 重大事態発生時の対応について

①教育委員会への報告

・重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する。また、教育委員会を通じてその旨を知事に報告する。

＜報告内容＞

・学校名 ・対象児童生徒の氏名、学年等

・対象児童の状況（現時点で把握している被害、訴えの内容等）

※3（1）イに関しては、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測する場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む。

②調査組織の決定（教育委員会が行う）

・調査の主体は教育委員会が判断する。
・不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
・特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
・以下については、第三者を加えた組織構成にする必要性が特に高い。

・対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態。
・対象児童生徒と関係児童生徒との間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
・これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態。

③初動対応

- ・調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理をする。

<資料例>

- ・学校生活アンケート　・教育相談の記録　・いじめの通報・面談の記録
- ・いじめ防止対策委員会の記録　・対応の記録

④事前説明

- ・対象児童生徒保護者に対して以下について説明・確認をする

<調査体制が整う前>

- ・重大事態と判断した根拠・時期、調査を行う旨を説明。
- ・調査の目的を説明。
- ・調査組織の構成に関する意向の確認。
- ・調査事項の確認。
- ・調査方法や調査対象者についての要望を確認。
- ・窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介。

<調査体制が整った後>

- ・調査の根拠・目的を説明。
- ・調査組織の構成を説明。
- ・調査時期、期間の説明。
- ・調査事項・調査対象の説明。
- ・調査方法の説明。
- ・調査結果の提供について説明。
- ・調査終了後の対応について説明。

※調査を開始する段階で外部に説明する必要がある場合には、対象児童生徒・保護者に事前に伝える。また、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得る。

※対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合は、スクールカウンセラー等代理を立てる等の対応をする。

⑤調査の実施

- ・教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに調査組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。その際因果関係の特定を急がない。

<調査の流れ>

- ① 調査の目的、調査事案、スケジュール、体制等を決定
- ② 学校の組織体制等の基本情報の把握及び記録等の確認【いじめ防止基本方針、年間指導計画、委員会の議事録、アンケート、面談記録等】
- ③ 対象児童生徒・保護者に対する、聞き取り調査の実施。
- ④ 対象児童生徒・保護者以外に対する、聞き取り、アンケート調査の実施。
- ⑤ 事実関係を整理。
- ⑥ 整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討。
- ⑦ 報告書の作成、取りまとめ。

※児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、児童生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行う。

※聞き取り調査・アンケート調査等を行う際は、事前にアンケートの目的や調査結果の取扱い、個人情報保護等の説明を行う。

※調査中の対象児童生徒・保護者へ途中経過の報告を行う。

⑥調査結果の説明・報告

- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査結果の説明を行う。
 - ※個人情報保護等に留意しつつ説明を行う必要はあるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることがあってはならない。

- ※知事への報告にあたり、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の調査結果に係る所見を添えることができる旨を説明する
- ・いじめを行った児童生徒及びその保護者に、調査結果の説明を行う。
- ※いじめを受けた児童生徒・保護者からの要望があれば、その意向を踏まえ該当箇所を伏せるなどの処理を行う。
- ・県知事へ調査結果の報告及び説明を行う。

⑦公表・報道対応

- ・学校及び教育委員会は、事案の重大性、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向、公表した場合の影響等を総合的に勘案し、特段の支障が無ければ調査結果を公表する。
- ・公表する場合は、公表の仕方や内容をいじめを受けた児童生徒及び保護者と確認をする。調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者への確認も行う。
- ・報道機関等の外部に公表する場合は、他の児童生徒及び保護者に対して、可能な限り事前に調査結果を報告する。
- ・情報発信、報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。

⑧調査結果を踏まえた対応

- ・いじめを受けた児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた児童生徒が不登校になっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門家を活用する。
- ・いじめを行った児童生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について町会の検討も適切に行う。

7 学校いじめ対策組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法第 13 条」に基づき、その中核となる組織として校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」をいじめの相談・通報窓口とする。

ア 委員会の構成員

校長、副校長、教頭、学部主事、肢体統括主任、生徒指導課長（取りまとめ役）
 ※必要に応じて、学年主任、担任、教務課長、訪問主任、養護教諭、学部コーディネーター、地域連携課長、外部専門家（スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学校医、弁護士など）やPTA役員、学校運営協議会役員

イ 委員会の業務内容

- ・「いじめ防止のための年間計画」を作成する。
- ・「いじめ防止基本方針」についての確認、周知、見直しを行う。
- ・定期的に委員会を開催し、未然防止、早期発見に関する取り組みを検討したり、いじめに関する情報の収集、記録・共有、対策を行ったりする。
- ・いじめの事実が確認された場合はその対応に当たる。

(2) いじめ防止対策小委員会の設置

※いじめが疑われる行為が発見された場合は（初動段階では）、速やかな対応のため小委員会を招集し情報収集及びいじめの認定を行う。

< 構成員 >

校長、副校長、教頭のうち2名、該当部主事、該当学年主任、該当学級主任又は担任、生徒指導課長（取りまとめ役）

8 いじめ防止等のための年間計画

時期	実施事項	内容	対象		
			児童生徒	教職員	保護者等
4月	いじめ防止基本方針の周知	・職員には安全研修で、いじめ防止基本方針の周知。		○	
		・PTA 総会で、保護者へいじめ防止基本方針のポイント説明を行うとともに、ホームページに掲載。			○
		・児童生徒には、実態に応じた周知。	○		
	第1回いじめ防止対策委員会	・いじめ防止対策実施計画（本紙）の確認 ・いじめ防止対策基本方針の確認。 ・学校生活アンケートの内容、実施方法の検討。		○	
7月	学校生活アンケートの実施 7月配布及び回収 児童生徒・保護者とも同日	・学校生活アンケートの実施。	○		○
	事後フォロー	・各学部でアンケートの結果を確認し、いじめが疑われる案件について、児童生徒や保護者より聞き取りを行い、その対応策を検討。	○	○	○
10月	第2回いじめ防止対策委員会	・各学部のアンケート結果、対応の共有。 ・いじめ事案の指導方針決定と共通理解。 ・アンケート以外で報告されたいじめ案件の確認。 ・第2回学校生活アンケートの内容、実施方法の検討。		○	
12月	学校生活アンケートの実施 12月配布及び回収 児童生徒・保護者とも同日	・学校生活アンケートの実施。	○		○
	事後フォロー	・各学部でアンケートの結果を確認し、いじめが疑われる案件について、児童生徒や保護者より聞き取りを行い、その対応策を検討。	○	○	○
2月	第3回いじめ防止対策委員会	・各学部のアンケート結果、対応の共有。 ・いじめ事案の指導方針決定と共通理解。 ・アンケート以外で報告されたいじめ案件の確認。 ・いじめ防止基本方針の確認。		○	
通年	○いじめを未然に防ぐため人権教育及び道徳教育を計画的に実施。			○	
	○早期発見のため、以下を実施しながら児童生徒の様子を把握することに努める。 ・日々の行動観察 ・家庭との情報交換 ・放課後デイサービス等福祉機関との情報交換。 ・地域、他校、関係機関との情報交換。			○	○
	○いじめの事案が確認された場合は、即座に委員会を招集し対応に当たる。			○	

9 教職員への理解促進の場や研修の位置付け

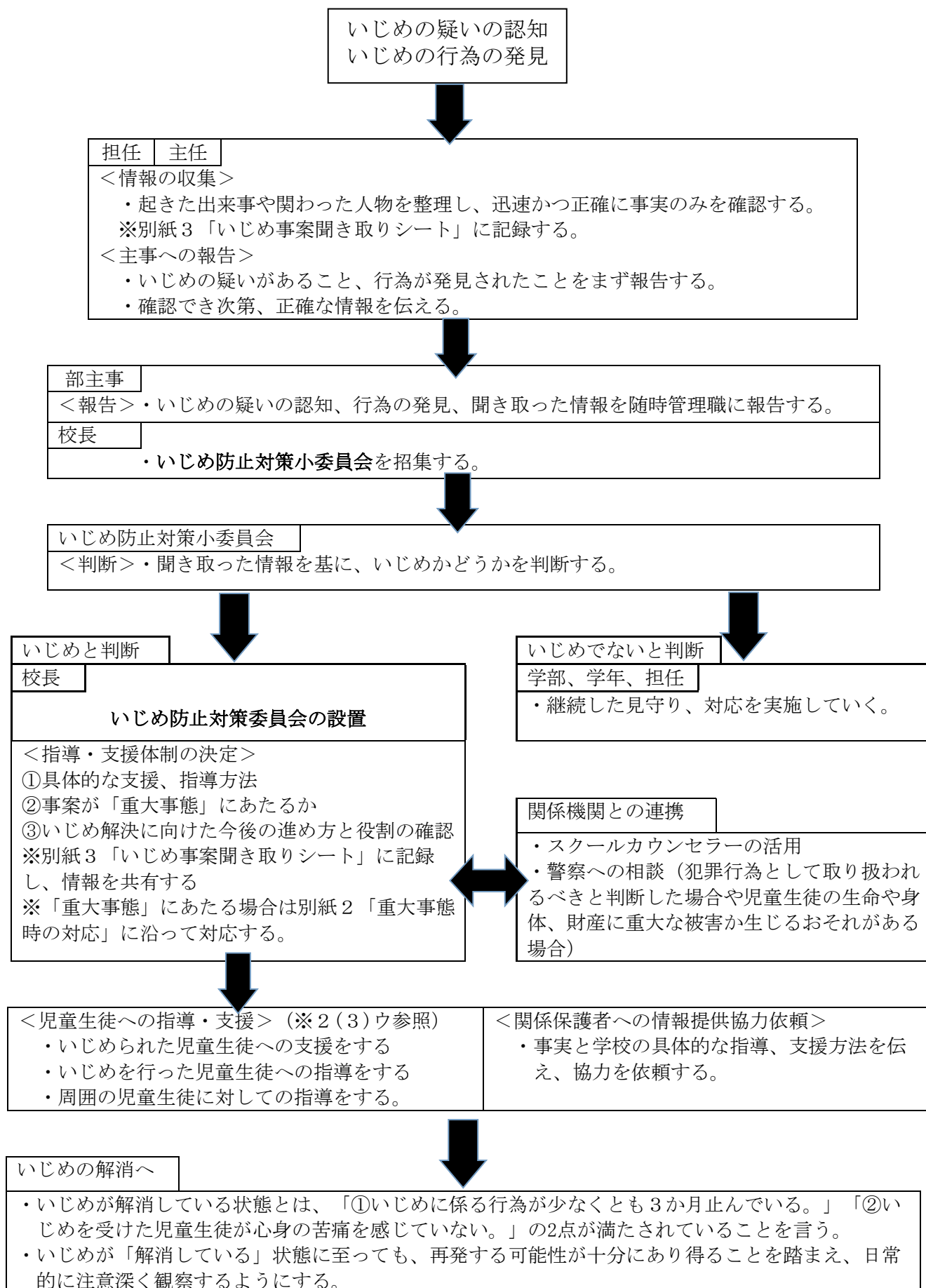
年度初めの教職員研修を行い、いじめの定義や基本的な考え方等を説明し、本校のいじめ防止に関する基本方針について情報共有する。掲示板にもアップし、基本方針内容の周知を図る。

人権教育研修を主としたいじめへの理解と防止等を図るための研修会を実施する。また、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、児童生徒によるいじめを誘発するようなきっかけとなったりすることがないように、学部会や学年会で児童生徒への関わり方や支援について話し合う機会を設けたり、人権感覚チェックにより正しい感覚を確認する機会を設けたりする。

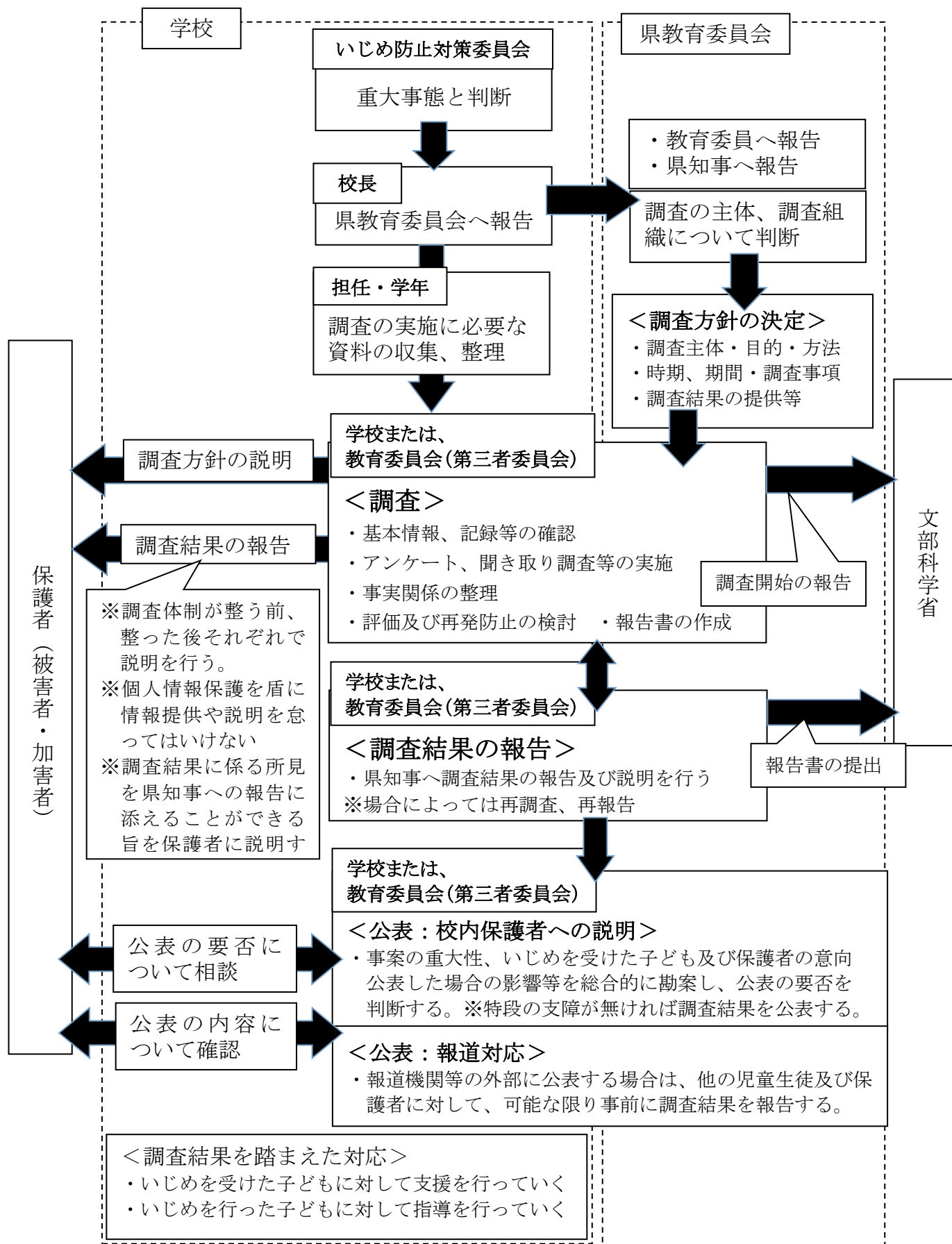
10 相談窓口

- ・児童生徒、保護者からのが気軽に相談できるよう、多様な相談窓口（担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、いのちの電話等）があることを保護者会や個別面談等で伝える。
- ・教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、速やかに学年主任、部主事に報告をする。※別紙1 いじめ発生時の対応（フローチャート）参照

別紙1 「いじめ発生時の対応フローチャート」



別紙2「重大事態への対応フローチャート」



参照：文部科学省

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」

別紙3

令和8年度 いじめ事案聞き取りシート

いじめを受けた児童生徒 (学部学年氏名)	学部 学年 氏名
いじめをした児童生徒 (学部学年氏名)	学部 学年 氏名
いじめの時期と期間	
発見したきっかけ	
具体的ないじめの内容	【どこで】 【どのようなことを被害者がされたか、目撃者が見たのか、加害者がしてしまったのか、被害者が言われたか】 【原因と理由】
学校のとった具体的な 指導内容(いじめた側、い じめられた側両方)	【いじめた側への具体的な指導】 【いじめられた側への具体的な支援・配慮】
保護者対応	
他機関の利用	
校内委員会の対応	
解消の有無を含む現在の 状況及び対応	